

(Ⅱ) 関係法規・規則等

(1)	独立行政法人通則法 (抄)	(154)
(2)	独立行政法人大学評価・学位授与機構法	(156)
(3)	学校教育法 (抄)	(161)
(4)	学位規則	(167)
(5)	独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則	(170)
(6)	独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会規則	(176)
(7)	独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会規則	(177)
(8)	独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会規則	(178)
(9)	独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査研究に係る調査研究協力者規則	(180)
(10)	独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会専門委員会の設置について	(181)
(11)	学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則	(183)
(12)	学士の学位授与に係る修得単位審査要項	(186)
(13)	短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規則	(188)
(14)	学位規則第6条第2項の規程に基づく学位の授与に関する規則	(190)
(15)	学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則	(194)

(1) 独立行政法人通則法（抄）

（平成11年7月16日）
（法律第103号）

最終改正 平成23年6月24日法律第74号

第1章 総則

第1節 通則

（目的等）

第1条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第3条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第4条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第5条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第6条 独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第7条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎等）

第8条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところ

により、各独立行政法人に出資することができる。

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）

第9条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第10条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第11条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法

(平成15年7月16日)
(法律第114号)

最終改正 平成19年6月27日法律第96号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とする。

(機構の目的)

第3条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(事務所)

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第5条 機構の資本金は、附則第8条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第6条 機構でない者は、大学評価・学位授与機構という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 機構に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により機構長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第9条 機構長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

(機構長の任命)

第10条 文部科学大臣は、通則法第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

(役員欠格条項の特例)

第11条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法第11条第1項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第12条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第13条 機構の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 評議員会

(評議員会)

第14条 機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、第10条の規定による機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第15条 評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命する。

2 評議員の任期は、2年とする。

3 通則法第21条第1項ただし書及び第2項並びに第23条第2項の規定は、評議員について準用する。

第4章 業務等

(業務の範囲)

第16条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第35条において読み替えて準用する通則法第34条第2項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第1号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第1項第1号の評価の実施の手續その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
(積立金の処分)

第17条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を

行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑則

（主務大臣等）

第18条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第19条 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第6章 罰則

第20条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第16条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第17条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第22条 第6条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

（機構の成立）

第2条 機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号。以下「整備法」という。）第2条の規定の施行の時に成立する。

- 2 機構は、通則法第16条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引継ぎ等）

第3条 機構の成立の際現に整備法第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の4第1項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機構」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第4条 前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第5条 附則第3条の規定により旧機構の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国

家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当は、支給しない。

- 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職する者が、附則第3条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第3条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第6条 附則第3条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第7条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第3条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第1項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（権利義務の承継等）

第8条 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

- 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第9条 機構の成立の際、整備法第2条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）第17条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国有財産の無償使用）

第10条 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（不動産に関する登記）

第11条 機構が附則第8条第1項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第12条 この法律の施行の際現に大学評価・学位授与機構という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（政令への委任）

第13条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成17年7月15日法律第83号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条、第68条の2及び第69条の2の改正規定並びに附則第3条、第6条、第7条（税理士法（昭和26年法律第237号）第8条第1項第1号中「第68条の2第3項第2号」を「第68条の2第4項第2号」に改める改正規定に限る。）、第9条及び第10条の規定は、平成17年10月1日から施行する。

附則（平成19年6月27日法律第96号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(3) 学校教育法 (抄)

(昭和22年3月31日)
法律第26号)

最終改正 平成19年6月27日法律第98号

第9章 大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第84条 大学は、通信による教育を行うことができる。

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

② 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

第88条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書きの規定により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあつては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第91条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導

することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

- ③ 大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ④ 副学長は、学長の職務を助ける。
- ⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- ⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

第98条 公立若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第101条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

- ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第103条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第85条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第104条 大学（第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

- ② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

- ③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。
- ④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。
 - 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同程度の学力を有すると認める者 学士
 - 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行う につき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士
- ⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第106条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。
- ④ 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
- ⑤ 第2項の大学には、学科を置く。
- ⑥ 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
- ⑦ 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
- ⑧ 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、

その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- ④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- ⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- ② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
- ③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第110条第3項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第10章 高等専門学校

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

- ② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第116条 高等専門学校には、学科を置く。

- ② 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第117条 高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。

第118条 高等専門学校に入学することのできる者は、第57条に規定する者とする。

第119条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

- ② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、

その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

第120条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- ② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- ④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
- ⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
- ⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。
- ⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- ⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第121条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第123条 第37条第9項、第59条、第60条第5項、第94条（設置基準に係る部分に限る。）、第95条、第98条、第105条から第107条まで、第109条（第3項を除く。）及び第110条から第113条までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第11章 専修学校

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が1年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育をうける者が常時40人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- ③ 専修学校の専門課程において、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- ② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

附 則（抄）

第93条 この法律は、昭和22年4月1日から、これを施行する。（後略）

附 則（平成3年4月2日法律第23号抄）

(施行期日)

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

(学士の学位に関する経過措置)

4 改正前の学校教育法第63条第1項の規定による学士の称号は、改正後の学校教育法第68条の2第1項の規定による学士の学位とみなす。

附 則 (平成3年4月2日法律第25号抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

(準学士の称号に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第69条の2第7項及び第70条の8の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に学校教育法第69条の2第2項の大学又は高等専門学校を卒業したものについても適用があるものとする。

附 則 (平成10年6月12日法律第101号抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日法律第10号抄)

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略) 附則第4項(注:第68条の2第3項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改めることを指す)(中略)の規定 平成12年4月1日

附 則 (平成13年7月11日法律第105号抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (省略)

(2) (前略) 第67条に1項を加える改正規定(後略) 平成14年4月1日

附 則 (平成19年6月27日法律第96号抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

① 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成20年4月1日

② 附則第52条の規定 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正)

第44条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第114号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第16条第1項第2号中「第68条の2第4項」を「第104条第4項」に改める。

(4) 学位規則

(昭和28年4月1日)
(文部省令第9号)

最終改正 平成20年11月13日文科令第35号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 大学が行う学位授与 (第2条-第5条の3)
- 第3章 短期大学が行う学位授与 (第5条の4)
- 第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与 (第6条・第7条)
- 第5章 雑則 (第8条-第13条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第2条 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学(短期大学を除く。第10条、第11条及び第13条を除き、以下同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 法第104条第1項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第4条第3項の規定により前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第104条第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第5条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第5条の2 法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区 分	学 位
専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位	修士(専門職)
専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)

(専門職学位の授与の要件)

第5条の3 法第104条第1項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第3章 短期大学が行う学位授与

(短期大学士の学位授与の要件)

第5条の4 法第104条第3項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第104条第4項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

三 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第104条第4項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第5章 雑則

(論文要旨等の公表)

第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第10条の2 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第36条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程

を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、第6条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則 (略)

附 則 (平成20年11月13日文部科学省令第35号)

この省令は、平成21年3月1日から施行する。

(5) 独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則

(平成16年4月1日)
(規則第1号)

最終改正 平成23年3月28日

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 理事 (第2条)
- 第3章 内部組織等 (第3条—第8条)
- 第4章 評議員会 (第9条)
- 第5章 運営委員会 (第10条)
- 第6章 評価委員会等 (第11条—第16条)
- 第7章 学位審査会等 (第17条—第18条)
- 第8章 自己評価等 (第19条)
- 第9章 特任教員・客員教員・名誉教授 (第20条—第22条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事

(理事)

第2条 機構に、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「機構法」という。）第7条第2項の規定に基づき、理事2人を置く。

2 理事は、機構法第8条第1項の規定により、機構長を補佐して、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

第3章 内部組織等

(職員の種類等)

第3条 機構に、次の職員を置く。

- 一 教員
- 二 事務職員
- 三 技術職員

2 前項に掲げる教員の職名は、次のとおりとする。

- 一 教授
- 二 准教授
- 三 助教

3 教員は、機構の業務及び大学評価、学位審査又は国際連携に関する調査研究等に従事する。

4 事務職員は、機構の業務、庶務及び会計等の事務に従事する。

5 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

(内部組織)

第4条 機構に、次の組織を置く。

- 一 監査室
- 二 管理部
- 三 評価事業部
- 四 研究開発部

2 機構に、企画室を置くことができる。企画室の運営等に必要な事項は別に定める。

(監査室)

第5条 監査室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 業務監査等に関する事務
 - 二 前号に関する企画、情報の収集、整理及び提供に関する事務
- 2 監査室に室長を置き、事務職員をもって充てる。
- 3 室長は、室の事務を処理する。

(管理部)

第6条 管理部においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 庶務、会計、施設及び情報基盤等に関する事務
 - 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定による学位の授与に関する事務（研究開発部の所掌に属するものを除く。）
 - 三 大学等（学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育研究活動等の状況についての評価（以下「大学等の評価」という。）に関する情報並びに大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務（監査室、評価事業部及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）
 - 四 自己点検・自己評価、中期目標及び中期計画等に関する事務
- 2 管理部に、前項に掲げる所掌事務を分掌させるため、次の課を置く。
- 一 総務企画課
 - 二 会計課
 - 三 学位審査課
- 3 管理部に部長を置き、理事又は事務職員をもって充てる。
- 4 管理部に置かれる課に課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 5 部長は、部の事務を掌理し、課長は、課の事務を処理する。

(評価事業部)

第7条 評価事業部においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 大学等の評価に関する事務（研究開発部の所掌に属するものを除く。）
 - 二 大学等の評価に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務（監査室、管理部及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）
- 2 評価事業部に、前項に掲げる所掌事務を分掌させるため、次の課を置く。
- 一 評価企画課
 - 二 評価支援課
 - 三 国際課
- 3 評価事業部に部長を置き、理事又は事務職員をもって充てる。
- 4 評価事業部に置かれる課に課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 5 部長は、部の事務を掌理し、課長は、課の事務を処理する。

(研究開発部)

第8条 研究開発部においては、機構法第3条に定める目的を達成するため、次に掲げる調査研究等を行う。

- 一 大学等の評価に関する調査研究
- 二 機構が行う大学等の評価に関する企画
- 三 大学等の評価に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究
- 四 学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
- 五 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
- 六 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究
- 七 諸外国の高等教育における教育・研究の質の保証に関する調査・分析及び国際連携事業の企画

- 2 研究開発部に部長を置き、理事又は教授をもって充てる。
- 3 研究開発部に評価研究主幹及び学位審査研究主幹を置き、教授をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理し、評価研究主幹及び学位審査研究主幹は部長を補佐して、第1項に掲げる調査研究等の調整を行う。

第4章 評議員会

(評議員会)

第9条 機構法第14条の規定に基づき置かれる評議員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第10条 機構に機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員21人以内で組織し、運営委員は、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長が委嘱する。
- 3 運営委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員は、非常勤とする。
- 5 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 評価委員会等

(大学機関別認証評価委員会)

第11条 機構に、大学(短期大学及び法科大学院を除く。以下この条において同じ。)からの要請に基づき行う、教育研究等の総合的な状況についての評価(以下「機関別認証評価」という。)について審議する大学機関別認証評価委員会を置く。

- 2 機構長は、機構が行う大学の機関別認証評価に関し必要な事項を定めるについては、大学機関別認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 大学機関別認証評価委員会は、委員30人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 大学機関別認証評価委員会に、機構が行う大学の機関別認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他大学機関別認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

(短期大学機関別認証評価委員会)

第12条 機構に、短期大学からの要請に基づき行う、機関別認証評価について審議する短期大学機関別認証評価委員会を置く。

- 2 機構長は、機構が行う短期大学の機関別認証評価に関し必要な事項を定めるについては、短期大学機関別認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 短期大学機関別認証評価委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、短期大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 短期大学機関別認証評価委員会に、機構が行う短期大学の機関別認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、短期大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。

- 6 委員，専門委員は非常勤とする。
- 7 委員，専門委員の任期その他短期大学機関別認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。
(高等専門学校機関別認証評価委員会)

第13条 機構に，高等専門学校からの要請に基づき行う，機関別認証評価について審議する高等専門学校機関別認証評価委員会を置く。

- 2 機構長は，機構が行う高等専門学校の機関別認証評価に関し必要な事項を定めるについては，高等専門学校機関別認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 高等専門学校機関別認証評価委員会は，委員20人以内で組織し，委員は，高等専門学校の校長及び教員並びに社会，経済，文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから，運営委員会の推薦を受けた者について，機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 高等専門学校機関別認証評価委員会に，機構が行う高等専門学校の機関別認証評価に関し専門の事項を調査するため，専門委員を置く。
- 5 専門委員は，高等専門学校の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから，機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員，専門委員は非常勤とする。
- 7 委員，専門委員の任期その他高等専門学校機関別認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。
(法科大学院認証評価委員会)

第14条 機構に，法科大学院からの要請に基づき行う，教育研究活動の状況についての評価（以下この条において「法科大学院認証評価」という。）について審議する法科大学院認証評価委員会を置く。

- 2 機構長は，機構が行う法科大学院認証評価に関し必要な事項を定めるについては，法科大学院認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 法科大学院認証評価委員会は，委員30人以内で組織し，委員は，法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会，経済，文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから，運営委員会の推薦を受けた者について，機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 法科大学院認証評価委員会に，機構が行う法科大学院認証評価に関し専門の事項を調査するため，専門委員を置く。
- 5 専門委員は，法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから，機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員，専門委員は非常勤とする。
- 7 委員，専門委員の任期その他法科大学院認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。
(国立大学教育研究評価委員会)

第15条 機構に，国立大学法人法（平成15年法律112号）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第2項の規定による国立大学法人評価委員会からの要請により行う国立大学等の評価について審議する国立大学教育研究評価委員会を置く。

- 2 機構長は，機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し必要な事項を定めるについては，国立大学教育研究評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 国立大学教育研究評価委員会は，委員30人以内で組織し，委員は，大学の学長及び教員，大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会，経済，文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから，運営委員会の推薦を受けた者について，機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 国立大学教育研究評価委員会に，機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し専門の事項を調査するため，専門委員を置く。

- 5 専門委員は、大学の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他国立大学教育研究評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

(評価事業連絡会議)

第16条 機構に評価事業に関する連絡調整を行うため、評価事業連絡会議を置く。

- 2 評価事業連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学位審査会等

(学位審査会)

第17条 機構に機構長の定めるところにより、機構が行う学位の授与の審査及び学校教育法第104条第4項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行うため、学位審査会を置く。

- 2 機構長は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第2項の規定により学位に関し必要な事項を定めるについては、学位審査会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 学位審査会は、審査委員20人以内で組織し、審査委員は、機構の教授及び大学の教員等で高度の学識を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 学位審査会に、専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、機構の教授、審査委員及び大学の教員等で当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 審査委員及び専門委員は非常勤とする。
- 7 審査委員及び専門委員の任期その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

(学位授与事業連絡会議)

第18条 機構に学位授与事業に関する連絡調整を行うため、学位授与事業連絡会議を置く。

- 2 学位授与事業連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 自己評価等

(自己評価等)

第19条 機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第9章 特任教員・客員教員・名誉教授

(特任教員)

第20条 機構長は、常時勤務の者以外の者であって機構において大学等の評価の業務若しくは学位の授与の業務又はこれらの調査研究に従事する者のうち、特に必要と認められる者については、特任教員とすることができる。

- 2 前項の特任教員は、特任教授又は特任准教授を称せしめることができる。
- 3 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、機構長が別に定める。

(客員教員)

第21条 機構長は、常時勤務の者以外の者であって機構において大学等の評価の業務若しくは学位の授与の業務又はこれらの調査研究に従事する者のうち、適当と認められる者については、客員教員とすることができる。

- 2 前項の客員教員は、客員教授又は客員准教授を称せしめることができる。
- 3 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、機構長が別に定める。

(名誉教授)

第22条 機構は、機構に機構長又は教授として勤務した者であって、機構の目的達成上特に功績の

あった者に対し、機構長の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月20日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月9日）

この規則は、平成19年7月9日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(6) 独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会規則

(平成16年4月1日)
規則第3号)

最終改正 平成23年3月28日

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成16年規則第1号)第9条に基づき独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)の評議員会の運営については、この規則に定めるところによる。

(審議事項)

第2条 評議員会は、次の事項について審議する。

- 一 法令による大臣の認可・届出等事項のうち次の事項に関すること。
 - イ 業務方法書に関すること。
 - ロ 中期計画に関すること。
 - ハ 重要な財産の処分等に関すること。
 - ニ 短期借入金に関すること。
 - ホ 年度計画に関すること。
 - ヘ 財務諸表に関すること。
 - ト 毎事業年度残余金の余剰金への使途に関すること。
 - チ 中期目標の期間終了時の積立金の繰越に関すること。
 - リ 各事業年度業務報告書に関すること。
 - ヌ 中期目標に係る事業報告書に関すること。
- 二 大学等評価事業及び学位授与事業の基本方針に関すること。
- 三 予算及び決算等に関すること。
- 四 機構長の任命に関すること。
- 五 その他事業実施及び経営の重要事項に関して、機構長が必要と認めた事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 評議員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 評議員会の会長及び副会長は、それぞれ評議員が互選する。
- 3 会長は、評議員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第4条 評議員会は、機構長の求めに応じ、会長がこれを招集する。

(議事)

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 評議員会に出席することのできない評議員は、書面をもって表決をなし、又は他の評議員に表決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

(庶務)

第6条 評議員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、評議員会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、当該評議員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(7) 独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会規則

(平成16年4月1日)
規則第4号

最終改正 平成23年3月28日

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成16年規則第1号)第10条に基づき置かれる独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)の運営委員会の運営については、この規則に定めるところによる。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について機構長の諮問に応じ、審議する。

- 一 法令による大臣の認可・届出等事項のうちで評議員会の審議事項のほか次の事項に関すること。
 - イ 役員の報酬及び退職手当に関すること。
 - ロ 職員の給与及び退職手当に関すること。
 - ハ 会計の規程に関すること。
- 二 教員の選考に関すること。
- 三 評価委員会の委員及び専門委員の選考に関すること。
- 四 学位審査会の審査委員、専門委員等の選考に関すること。
- 五 その他機構の事業の運営実施に関して、機構長が必要と認めた事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 運営委員会の会長は、運営委員のうち機構の職員である者のうちから、副会長は、運営委員のうち機構の職員以外の者のうちから、運営委員会において選出する。
- 3 会長は、運営委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第4条 運営委員会は、機構長の求めに応じ、会長がこれを招集する。

(議事)

第5条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 運営委員会に出席することのできない運営委員は、書面をもって表決をなし、又は他の運営委員に表決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、当該運営委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(8) 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会規則

(平成16年4月1日)
規則第13号)

最終改正 平成18年3月15日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第17条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の審査委員及び専門委員の任期その他学位審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 運営規則第17条第3項に規定する審査委員の任期は、任命した日の属する年度の末日までとし、その欠員が生じた場合の補欠の審査委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 運営規則第17条第4項に規定する専門委員の任期は、任命した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

3 審査委員及び専門委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 学位審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、審査委員の互選により定める。

2 委員長は、学位審査会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第4条 学位審査会は、機構長の求めに応じ、委員長が招集する。

(議事)

第5条 学位審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項の議決に当たっては、出席した審査委員の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

3 学位審査会に出席することのできない審査委員は、書面をもって表決をなし、又は他の審査委員に表決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

(専門委員会)

第6条 学位審査会に、専門の事項を調査するため、委員長の定めるところにより、専攻分野に従い専門委員で構成する専門委員会を置く。

2 専門委員会に属すべき専門委員は、専門委員の中から委員長が指名する。

(主査及び副主査)

第7条 専門委員会に主査及び副主査各1人を置き、それぞれ当該専門委員会に属する専門委員の互選により定める。

2 主査は、専門委員会の会務を掌理する。

3 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

(臨時専門委員)

第8条 特別の事項を調査するため必要があるときは、専門委員会に臨時専門委員を置くことができる。

2 臨時専門委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから機構長が任命する。

3 臨時専門委員の任期は、任命した日の属する年度の末日とする。

4 臨時専門委員は、主査の要請に応じて専門委員会に出席し、必要な意見を述べるることができる。

5 臨時専門委員は、議決に加わることができない。

6 臨時専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第9条 学位審査会の庶務は，管理部学位審査課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，学位審査会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は，学位審査会が定める。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日）

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(9) 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査研究に係る調査研究協力者規則

(平成16年4月1日)
(規則第27号)

最終改正 平成23年3月28日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部における調査研究に関する特定の事項について、学位授与の円滑な実施に資するため、調査研究協力者（以下「協力者」という。）を置くことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査研究事項)

第2条 協力者は、次の事項の調査研究にあたる。

- 一 国内外における学位の構造・機能と国際通用性に係る学位・単位制度に関する事項
- 二 高等教育機会と学習行動の多様化に応じた学習の成果の評価に関する事項
- 三 学位授与事業の実施等に関する事項
- 四 その他機構長が必要と認める事項

(実施方法)

第3条 機構長は、前条各号に掲げる事項について、必要に応じ調査研究協力者の会議及びその他の方法により、随時協力を得るものとする。

2 研究開発部長は、調査研究協力者の会議を必要に応じ招集し、その会務を総理する。

3 研究開発部長に支障がある場合は、あらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(協力者の委嘱)

第4条 機構長は、第2条各号に掲げる事項に関し専門の学識経験のある者を協力者として委嘱するものとする。

(任期)

第5条 協力者の任期は、機構長が委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 調査研究協力者の会議等に関する庶務は、管理部学位審査課において処理する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(10) 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会専門委員会の設置について

(平成16年4月1日)
(学位審査会)

最終改正 平成22年11月9日

- 1 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会規則（平成16年4月1日規則第13号）第6条第1項の規定により、専門の事項を調査するため、次の専門委員会を置く。

文学・神学専門委員会
教育学専門委員会
社会学専門委員会
教養・学芸専門委員会
社会科学専門委員会
法学・政治学専門委員会
経済学・商学・経営学専門委員会
理学専門委員会
医学・薬学専門委員会
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会
口腔保健学専門委員会
家政学・栄養学専門委員会
工学・芸術工学専門委員会
農学専門委員会
水産学専門委員会
芸術学専門委員会
体育学専門委員会
商船学・海上保安専門委員会

- 2 前項に定める専門委員会に必要な応じ部会を置き、部会の決定をもって専門委員会の決定とすることができる。部会を置く専門委員会及び部会の名称は別表のとおりとする。
- 3 部会には、部会専門委員の互選により主査を置く。
- 4 専門委員会及び部会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループの構成員は、専門委員の中から主査が指名する。
- 5 専門委員会及び部会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、それぞれ各専門委員会及び各部会が定める。
- 6 調査事項が複数の専門委員会又は複数の部会にかかわる場合は、学位審査会委員長が調整する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成16年8月24日から実施する。

附 則

この申合せは、平成19年2月16日から実施する。

附 則

この申合せは、平成20年2月13日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年11月9日から実施する。

別表

部会を置く専門委員会及び部会の名称

専門委員会	部会の名称	専門委員会	部会の名称
文学・神学専門委員会	国語国文学部会 英語・英米文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 ロシア語・ロシア文学部会 中国語・中国文学部会 歴史学部会 哲学部会 心理学部会 宗教学部会	家政学・栄養学専門委員会	家政学部会 栄養学部会
		工学・芸術工学専門委員会	機械工学部会 電気電子工学部会 情報工学部会 応用化学部会 材料工学部会 土木工学部会 建築学部会 社会システム工学部会 応用物理学部会 航空工学部会 造形工学・芸術工学部会 福祉工学部会
社会学専門委員会	社会学部会 社会福祉学部会	芸術学専門委員会	音楽部会 美術部会
理学専門委員会	数学・情報系部会 物理学・地学系部会 化学系部会 生物学系部会 総合理学部会		
医学・薬学専門委員会	医学部会 薬学部会		
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	看護学部会 検査技術科学部会 放射線技術科学部会 理学・作業療法学部会 言語聴覚障害学部会 視能矯正学部会 鍼灸学部会		

(11) 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則

(平成16年4月1日)
規則第28号)

最終改正 平成22年2月10日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う学士の学位の授与については、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者(大学(短期大学を除く。以下同じ。)に在学する者を除く。)で、機構の行う修得単位及び学修成果(専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。)についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
 - 四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者
- (単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 2年以上にわたって、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。)を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。
 - 二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。
 - 三 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。
- 2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないとき機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

(学士の学位授与の申請)

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料25,000円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。

- 一 第2条各号の一に該当する者である旨の学(校)長の発行する証明書
- 二 単位修得状況等申告書及び学(校)長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。
(審査の付託)

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

第8条 機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

2 機構が適当と認めるときは、前項に規定する専攻分野の名称以外の名称を付記することができるものとする。

(学位の名称)

第9条 機構から学士の学位を授与された者は、学士の学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第10条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学士の学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学士の学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月19日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月10日)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年2月12日)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月10日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸	社会科学	法学
政治学	経済学	商学	経営学	理学	薬科学	看護学	保健衛生学
鍼灸学	口腔保健学	栄養学	工学	芸術工学	商船学	農学	水産学
家政学	芸術学	体育学					

別記様式

第 号	独立行政法人 大学評価・学位授与機構長 印	平成 年 月 日	本機構の定めるところにより所定の単位を修得し本機構の審査に合格したので学士（○○）の学位を授与する	学位記
				本籍（都道府県） 氏 名 生年月日

(12) 学士の学位授与に係る修得単位審査要項

(平成16年4月1日)
機構長裁定)

最終改正 平成23年3月17日

第1 学士の学位の授与に係る修得単位の審査については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則(平成16年4月1日規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2 修得単位の審査は、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修し、かつ幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しているかについて、以下の項目により行う。

1 専攻に係る単位について

(1) 専攻に係る単位は、専門的な内容の授業科目(以下「専門科目」という。)及び専門に関連する授業科目(以下「関連科目」という。)の単位とする。

(2) 専攻に係る修得単位の審査は、別表に定めるところにより行うものとし、別表に定める専攻区分以外のものの取扱いについては、別に定める。

(3) 専攻に係る単位数62単位以上のうち、規則第2条各号の1に該当した後(以下「基礎資格該当後」という。)に修得すべき単位数は、専門科目の単位を含め31単位以上とする。ただし、規則第3条第1項第1号ただし書きに規定する修業年限3年の短期大学を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、専攻に係る単位数62単位以上のうち、基礎資格該当後に修得すべき単位数は、専門科目の単位を含め16単位以上とする。

2 専門科目の単位以外の単位について

専門科目の単位以外に修得すべき単位数は、規則第2条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位と合わせて、24単位以上とする。

3 外国語の単位について

修得単位には、外国語の単位(別表の専攻区分「英語・英米文学」、「独語・独文学」、「仏語・仏文学」、「中国語・中国文学」及び「ロシア語・ロシア文学」の場合にあっては、当該外国語以外の外国語の単位)を含むものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月9日)

この要項は、平成16年11月9日から施行する。

附 則(平成17年8月23日)

この要項は、平成17年8月23日から施行する。

附 則(平成19年2月16日)

この要項は、平成19年2月16日から施行する。

附 則(平成20年2月13日)

この要項は、平成20年2月13日から施行し、平成20年度4月期の学位授与申請から適用する。

附 則(平成20年5月14日)

この要項は、平成20年5月14日から施行する。

附 則(平成21年2月19日)

この要項は、平成21年2月19日から実施し、平成21年度4月期の学位授与申請から適用する。

附 則(平成22年2月15日)

この要項は、平成22年2月15日から実施し、平成22年度4月期の学位授与申請から適用する。

附 則（平成22年11月9日）

この要項は、平成22年11月9日から施行する。

附 則（平成23年2月14日）

この要項は、平成23年2月14日から施行し、平成23年度4月期の学位授与申請から適用する。

附 則（平成23年3月17日）

この要項は、平成23年3月17日から施行し、平成24年度4月期の学位授与申請から適用する。

別表 専攻に係る修得単位の審査の基準（第2-1-(2)関係）（略）（参考資料（22）を参照）

(13) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則

(平成16年4月1日)
(規則第29号)

最終改正 平成20年3月3日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が定める要件を満たすもの(以下「学位規則第6条第1項に規定する専攻科」という。)の認定については、この規則の定めるところによる。

(専攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

(専攻科の認定の申出の手続き)

第3条 認定を受けようとする専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(国又は地方公共団体の場合にあつては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。)は、認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、専攻科認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、機構長に申し出るものとする。

- 一 専攻科等の概要を記載した書類
- 二 学則及び専攻科に関する規則(以下「学則等」という。)
- 三 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- 四 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書、教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目

2 前項の専攻科認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「専攻科認定申出書等」という。)の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。

3 機構長は、必要があると認めるときは、専攻科認定申出書等以外の書類の提出を求め、又は専攻科認定申出書等の一部の提出を免除することができる。

(専攻科の認定の審査)

第4条 機構長は、前条の規定により専攻科の認定の申出があつたときは、学位審査会に専攻科の認定の可否について審査を付託するものとする。

2 前項の審査の付託があつたときは、学位審査会は、当該専攻科の教育課程及び教員組織等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。

3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて専攻科の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(専攻科の認定の通知)

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、専攻科の認定の可否を決定

し、その旨を認定を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者に通知するものとする。

2 学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示すものとする。

(変更の届出)

第6条 認定を受けた専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者(以下「認定専攻科の設置者」という。)は、次の事由があるときは、当該変更又は廃止をしようとする年度の前年度の9月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。

一 専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき

二 専攻科を廃止しようとするとき

(再審査)

第7条 機構長は、前条第1号の届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の11月15日までに別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

2 機構長は、前項の規定にかかわらず、認定を受けた専攻科における第2条に規定する認定の要件に係る現況を確認する必要があると認めるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、随時、別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

3 前2項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

4 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(書類の届出)

第8条 認定専攻科の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた専攻科に係る当該学年度の学生数及び前学年度の修了者数を記載した書類を、機構長に届け出るものとする。

(教育の実施状況等の審査)

第9条 機構長は、認定を受けた専攻科における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年後に審査を行い、その後、原則として7年ごとに審査を行うものとする。

2 認定専攻科の設置者は、審査実施年度の5月31日までに別に定める書類を届け出るものとする。

3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定の取消し)

第10条 認定を受けた専攻科が、第7条又は第9条の規定による審査の結果第2条第1項各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は認定専攻科の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。

2 前項の規定による勧告によってもなお、改善されない場合には、機構長は当該認定専攻科の設置者に対し聴聞の上、当該専攻科の認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

3 前項の規定により専攻科の認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(14) 学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則

(平成16年4月1日)
規則第30号)

最終改正 平成23年3月17日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う学位の授与については、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位の授与は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学の学部に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の修士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。ただし、機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、教育施設に置かれる課程で、機構が別に定めるところにより大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の申請)

第5条 前三条の規定により学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号による学位授与申請書に、次表の第1欄に掲げる学位の種類に応じ、同表第2欄に定める書類を添え、同表第3欄に掲げる期限以内に、機構長に申請するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
学 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書	教育施設の課程修了後1月以内
修 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(第3条ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後1月以内
博 士	・教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書 ・論文(5部) ・論文の内容の要旨(5部) ・別記様式第2号による論文目録(5部) ・別記様式第3号による履歴書	教育施設の課程修了後1月以内

- 2 前項の規定により提出する論文は、1篇に限るものとする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。
 - 3 機構長は、審査のため必要があるときは、論文の訳文又は当該論文に係る模型若しくは標本等を提出させることができる。
 - 4 第1項の規定により学位の授与を申請する者は、学位審査手数料として、学士にあつては25,000円、修士にあつては34,000円、博士にあつては67,000円を納付しなければならない。
 - 5 受理した学位授与申請書及び論文等並びに学位審査手数料はいかなる理由があつても返還しない。(審査の付託)
- 第6条** 前条の規定により学位授与の申請があつたときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。
(学士の学位授与の審査)
- 第7条** 学士の学位に係る審査の付託があつたときは、学位審査会は、申請者に係る当該教育施設の長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明に基づき審査し、その結果を機構長に文書により報告する。
(修士及び博士の学位授与の審査)
- 第8条** 修士又は博士の学位に係る審査の付託があつたときは、学位審査会は、当該論文の審査及び試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に論文の審査及び試験を付託する。
- 2 専門委員会においては、論文1篇につき、修士にあつては2名以上、博士にあつては3名以上の担当専門委員により当該論文の審査及び試験を行う。
 - 3 担当専門委員は、論文の審査及び試験のため必要があるときは、当該教育施設の課程において研究指導等を担当していた者から研究指導の状況等について聴取することができる。
 - 4 試験は、口述又は筆記の方法により行う。
 - 5 担当専門委員は、論文の審査及び試験が終了したときは、論文の内容の要旨並びに審査及び試験の結果の要旨を専門委員会に文書により報告する。
 - 6 専門委員会は、前項の報告に基づいて論文の審査及び試験の結果を学位審査会に文書により報告する。
 - 7 学位審査会は、前項の報告に基づいて修士又は博士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。
 - 8 学位審査会又は専門委員会において、修士又は博士の学位授与の可否について審査を留保し、継続して審査することが適当であると認めるときは、申請者に対し期日を定めて論文の補正及び関係資料の提出を求めることができる。
(審査期間)
- 第9条** 審査は、学位授与申請書の提出があつたときから、学士の学位については1月以内、修士又は博士の学位については6月以内に終了するものとする。ただし、前条第8項の規定により継続して審査することが適当であると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。
(学位の授与)
- 第10条** 機構長は、第7条又は第8条第7項の規定による学位審査会の報告に基づき、学位を授与する者には学位の種類に応じ、別記様式第4号又は第5号による学位記を授与し、学位を授与しない者には、その旨を通知するものとする。
(専攻分野の名称)
- 第11条** 学位を授与するに当たっては、当該学位記に適切な専攻分野の名称を付記するものとする。
(論文要旨等の公表)
- 第12条** 機構長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
- 第13条** 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、機構長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第14条 機構から学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、その旨を付記するものとする。
(学位授与の取消し)

第15条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、機構長は、当該学位を授与された者に対し聴聞の上、学位審査会及び専門委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月10日)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年2月12日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定中修士及び博士の学位審査手数料に係る部分については、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

学位（学士，修士，博士）授与申請書

平成 年 月 日

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 殿

本籍（都道府県名）
住所
氏名 印
生年月日

学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規則第5条の規定により，下記の書類及び学位審査手数料〇〇円を添え，（学士，修士，博士）の学位の授与を申請します。

1 課程の修了証明書及び単位修得証明書
2 論文
3 論文の内容の要旨 5部
4 論文目録 5部
5 履歴書 1部

(備考) 2～5の書類は，修士又は博士の学位授与申請の場合に添付する。

(別記様式第3号)

履 歴 書

本籍
現住所

ふりがな
氏名
生年月日
男・女

学歴
年 月 日
年 月 日

職歴
年 月 日
年 月 日

研究歴
年 月 日
年 月 日

賞罰

上記のとおり相違ありません
平成 年 月 日
氏名 印

(別記様式第2号)

論文目録

論文
1 題目
2 印刷公表の方法及び時期（未公表の場合は予定を記入）
3 冊数

参考論文
1 題目
2 印刷公表の方法及び時期（未公表の場合は予定を記入）

平成 年 月 日
学位授与申請者
氏名 印

(備考) 参考論文の欄には，提出する参考論文のほか参考となる論文を列記すること。

(別記様式第4号)

学位記

本籍（都道府県名）
氏名
生年月日

平成 年 月 日

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 印

第 号

「教育施設及び課程」を修了し本機構の所定の審査に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

(別記様式第5号)

学位記

本籍（都道府県名）
氏名
生年月日

平成 年 月 日

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 印

第 号

「教育施設及び課程」を修了し本機構の所定の審査に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

(15) 学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則

(平成16年4月1日)
規則第31号)

最終改正 平成19年12月10日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うものの認定については、この規則の定めるところによる。

(課程の認定)

第2条 独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、教育施設に置かれる課程で、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)等の関係規定に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを、それぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定する。

(課程の認定の申出の手続き)

第3条 課程の認定を受けようとする教育施設の長は、課程認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該所管省庁を経由して機構長に申し出るものとする。

一 教育施設等の概要を記載した書類

二 次の事項を記載した教育施設の規則(以下「教育施設の規則」という。)

イ 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項

ロ 課程の組織に関する事項

ハ 教育課程に関する事項

ニ 学習の評価に関する事項

ホ 収容定員及び職員組織に関する事項

ヘ 入学及び課程の修了に関する事項

三 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類

四 教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目

五 設備の概要を記載した書類

六 校地等の概要を記載した書類

七 校舎その他の建物の概要を記載した書類

八 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要(医師、歯科医師、看護師等の配置等を含む。)を記載した書類

2 前項の課程認定申出書及び前項各号に掲げる書類(次項において「課程認定申出書等」という。)の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。

3 機構長は、必要があると認めるときは、課程認定申出書等以外の書類の提出を求めることができる。
(課程の認定の審査)

第4条 機構長は、前条の規定により課程の認定の申出があったときは、学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託するものとする。

2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。

3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて課程の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(課程の認定の通知)

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、課程の認定の可否を決定し、その旨を課程の認定の申出があったときから6月以内に当該所管省庁を経由して当該教育施設の長に通知するものとする。

(変更の通知)

第6条 課程の認定を受けた教育施設（以下「課程認定教育施設」という。）の長は、第3条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は次の事由があるときは、当該所管省庁を経由して機構長にその旨通知するものとする。

- 一 名称、目的、位置又は教育施設の長の変更
- 二 教育施設の規則の変更
- 三 校地、校舎、運動場その他直接に教育の用に供する土地建物に係る重要な変更
- 四 認定を受けた課程の廃止

(再審査)

第7条 機構長は、前条の通知に基づき第3条第1項第2号に掲げる事項に重要な変更が生じると認められるときは、課程認定教育施設の長に対し理由を示した上、別に定める書類の提出を求め、課程の認定の再審査を行うものとする。

- 2 前項の再審査は、第4条及び第5条の規定に準用するものとする。
- 3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(教育の実施状況等の審査)

第8条 機構長は、認定を受けた課程における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年ごとに審査を行うものとする。

- 2 課程認定教育施設の長は、審査実施年度の5月31日までに、当該所管省庁を経由して別に定める書類を提出するものとする。
- 3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。ただし、審査の結果は、審査実施年度の3月31日までに通知するものとする。
- 4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(学生数等の通知)

第9条 課程認定教育施設の長は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた課程に係る当該学年度の学年別の学生数を、機構長に通知するものとする。

(課程の認定の取消し)

第10条 認定を受けた課程が第7条又は第8条の規定による審査の結果、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められなくなった場合には、機構長は当該教育施設の長に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。

- 2 前項の規定による勧告によってもなお、改善されない場合には、機構長は当該課程の認定を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により課程の認定を取り消した場合は、機構長は当該所管省庁を経由して当該教育施設の長にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月20日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。